

洋上風力発電に係る電源投資を確実に 完遂させるための更なる事業環境整備について

2025年 6 月 3 日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

更なる制度のあり方の検討について

- 本年２月に閣議決定した第７次エネルギー基本計画においては、洋上風力発電について、「投資が大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、収入・費用の変動リスクに対応できる強靱な事業組成を促進し、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるために必要な規律強化や環境整備を進める」とされている。
- これを具体化していくため、昨年度、洋上風力発電の制度を見直して改訂した「一般海域における占用公募制度の運用指針」に続き、公募占用指針の改訂案について検討を行ってきたところ。洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるため、これまでの見直しに留まらず、公募の公平性を損なわないことを前提として、更なる制度のあり方を検討していくこととしたい。
- その上で、どのような環境整備が考えられるか御議論いただきたい。

【検討項目の例】

I．脱炭素電源が適切に評価されるための環境整備

- ① PPA市場の活性化
- ② 脱炭素電源に対する需要の喚起

II．電源投資に係る事業環境整備

- ① 海域の占用期間に係る予見性の確保
- ② 事業完遂に資する金融支援

III．その他

(参考) 第7次エネルギー基本計画における記載 (抜粋)

③ 風力発電

(イ) 洋上風力発電

洋上風力発電は、今後コスト低減が見込まれる電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、急速なコストダウンと案件形成が進展する海外と同様、**我が国の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた「切り札」**である。また、事業規模が大きく、産業の裾野も広いことから、**建設やO & M等を通じ雇用創出にも貢献するなど、経済波及効果が期待**される。

こうした点を踏まえ、再エネ海域利用法に基づく公募制度等を通じて、**2030年までに10GW、2040年までに浮体式も含む30GW～45GWの案件を形成することを目指す**。このため、引き続き、初期段階から政府等が関与し、より迅速・効率的に地盤等の調査や適時の系統接続の確保等を行う仕組み（セントラル方式）の対象海域を拡大するとともに、促進区域の指定の際に国が海洋環境調査を行う仕組みを検討する。さらに、**地域間連系線や港湾等のインフラ整備を計画的に進めていく**。また、**投資が大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、収入・費用の変動リスクに対応できる強靱な事業組成を促進し、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させるために必要な規律強化や環境整備を進める**。加えて、**我が国の広大な排他的経済水域においても洋上風力発電設備を設置することができるよう必要な制度環境の整備を行う**。また、大型風車の設置・維持管理に必要な基地港湾の着実な整備や効率的な運用を図るとともに、関係船舶の確保に向けた取組を進める。

その上で、洋上風力発電の大量導入と関連産業の競争力強化の「好循環」を実現するには、国内に競争力があり強靱なサプライチェーンを形成することが重要である。産業界においては、**国内調達比率を2040年までに60%とする目標**が掲げられている。特に浮体式洋上風力発電について、技術開発によるコスト低減と量産化、生産・設置基盤や最適な海上施工方法の確立を通じて、**国内サプライチェーンの強化や国際展開を進めるとともに、産業界と教育・研究機関が連携した人材育成を強力に推進する**。